明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

別表十七の二（一）付表一　各連結法人の対象支払利子等の額の計算に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	（　　）

対象支払利子等の額の計算

支払利子等の額		1	円
対象外支払利子等の額の計算	支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額（(4)、(6)及び(7)に該当するものを除く。）	2	
	一定の公共法人に対する支払利子等の額（(6)及び(7)に該当するものを除く。）	3	
	連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額	4	
	除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額（14の計）	5	
	生命保険会社及び損害保険会社の締結した保険契約に係る一定の支払利子等の額	6	
	対象外支払利子等の額となる特定債券利子等の額（20の計）＋（21の計）	7	
	対象外支払利子等の額（(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)）	8	
対象支払利子等の額（(1)－(8)）		9	

除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額等の計算

債券の種類・名称	除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高	対応債券現先取引等に係る平均資産残高	調整後平均負債残高（(10)と(11)のうち少ない金額）	調整前の除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額	(13)×(12)/(10)	対応債券現先取引等に係る受取利子等の額
	10	11	12	13	14	15
	円	円	円	円	円	円
計						

対象外支払利子等の額となる特定債券利子等の額の計算

債券の銘柄	発行年月日	発行地	特定債券利子等の額	(16)のうち支払又は交付の際、所得税の徴収が行われる特定債券利子等の額	(16)のうち特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額（(17)に該当するものを除く。）	(16)のうち一定の公共法人に対する特定債券利子等の額（(17)に該当するものを除く。）	(17)＋(18)＋(19)	簡便法による場合 (16)×(95％又は25％)
			16	17	18	19	20	21
	・・		円	円	円	円	円	円
	・・							
	・・							
計								

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）